

船舶事故等調査報告書

平成24年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第88号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年6月16日 10時30分ごろ	
発生場所	阪神港神戸第3区魚崎浜西側岸壁付近 兵庫県神戸市所在の六甲アイランド橋橋梁灯（C1灯）から真方位339°650m付近 （概位 北緯34°42.3′ 東経135°16.2′）	
事故等調査の経過	平成24年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	砂利採取運搬船 第七住力丸 ^{すみりき} 、494トン 129587、岡田石材株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	推進器翼に曲損、船底外板に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、神戸第3区魚崎浜西側岸壁において残土約1,400tを積載し、船首約3.50m、船尾約5.20mの喫水により、船長が、操船して同岸壁から離岸作業中、同岸壁付近の浅所に接近しないように機関を種々に使用して操船していたものの、平成24年6月16日10時30分ごろ、船底に衝撃があり、同岸壁付近の浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：潮汐 低潮時、潮高 約50cm、潮流 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、神戸第3区魚崎浜西側岸壁から離岸作業中、船長が、同岸壁付近の浅所に接近しないように機関を種々に使用して操船していたものの、低潮時に離岸作業を行っていたことから、同岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、神戸第3区魚崎浜西側岸壁から離岸作業中、船長が、同岸壁付近の浅所に接近しないように機関を種々に使用して操船していたものの、低潮時に離岸作業を行っていたため、同岸壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・積荷を満載しているときには、できる限り低潮時における離着岸作業を避けるとともに、余裕水深を十分に確保しておくこと。	